

広島県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三原薬剤師会センター 薬局日赤前店	三原市東町二丁目八番二号	平成三年一月二四日
前空クリニック	廿日市市前空二丁目一番七号	平成三年八月一五日